

三鷹市における「保育サービスの質」の確保に向けた取組みについて

委員：三鷹市長 清原 慶子

1 保育サービスの提供主体（平成20年4月1日現在）

公設公営保育所	12	か所
公設民営保育所	7	か所
私立保育所	8	か所
認証保育所	9	か所
家庭福祉員	4	人
保育サービス定員	2,415	人
総人口	175,009	人
就学前児童	8,501	人
待機児童数	134	人

2 保育内容について

(1) 保育所保育指針の徹底

(2) 三鷹市「保育のガイドライン」(平成16年6月策定)の徹底

○13年度：公立保育園保育士による「保育園リーダー会」による骨格案作成

○14年度：「ガイドライン作成委員会」による冊子編集

○15年度：保育・栄養・保健・子育て支援の専門家の助言による分野別の検討によるまとめ

○16年度：市の保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示す

*社会福祉法第78条：社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

○保育所保育指針にもとづき、市民ニーズと市の特性に合わせて策定

①保育園の役割と保育、②家庭との連携・保護者との協力、③保育の環境、④地域における子育て支援、⑤保育者としての倫理と態度、⑥保育における子どもの健康管理、⑦安全な保育のために(危機管理)、⑧保育サービス評価と情報公開(保育サービス評価と検証等)

○公設民営保育所を含む公立保育所及び私立保育所並びに、認証保育所及び家庭福祉員にも適用して情報の共有化と共通理解を恒常的に図っている。

3 保育環境について

(1) 公立保育所における職員配置

	三鷹市独自運用基準	児童福祉施設最低基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1 (都基準)	6 : 1
2歳児	6 : 1	6 : 1
3歳児	20 : 1 (但し、12月まで1人加配)	20 : 1
4歳以上児	25 : 1	30 : 1

(2) 障がい児保育等

○ 公私立保育所全園での障がい児及び特別の配慮を要する子どもの受け入れ実施

- (3) ひとり親家庭、虐待ケース等
 ○ プライオリティを持たせた「保育に欠ける」要件として設定

4 職員について

- (1) 公立保育所保育士の人財育成
 ○ キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システム
- (2) 全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加による保育士研修の定期的な実施
- (3) 人事交流の実施による相互啓発

5 監査、評価について

<公私立保育所・認証保育所>

- (1) 東京都指導検査の実施（1回/2年）
 (2) 第三者評価の受審（1回/3年）
 (3) 保護者満足度調査の実施（1回/年）

<公設民営保育所>

- (1) 上記(1)から(3)の実施
 (2) 運営委員会（各園ごとに設置）による検証（2回/年）
 (3) 市による立ち入り現地調査（1回/年）
 (4) 市への保育所運営状況報告（1回/月）

6 認可保育所の付加機能について

保育サービスに対する市民ニーズの多様化に対応するとともに、地域の子育て支援により貢献していくため、認可保育所の付加機能の拡大を図っています。

項目	公設公営保育所	公設民営保育所	私立保育所	備考
出前型親子ひろば	● (連携の主体)	○	○	コミュニティ・センターで連携実施*
地域開放事業	○	○	○	園庭開放、行事参加
相談事業	○	○	○	随時
一時保育		○	○	実施園限定
緊急一時保育	○			実施園限定
トワイライトステイ		○		実施園限定
常設親子ひろば		○	○	実施園限定
幼保小の連携	○	○	○	小中学校区単位
食育の推進	○	○	○	
アレルギー対応	○	○	○	

*三鷹市には、市内7つのコミュニティ住区があり、各住区の住民協議会がそれぞれの住区のコミュニティ・センターを核として独自の活動を展開しています。